

5 廊下

チェックポイント

- ① 経路は複雑でないか
- ② 通路は適切な幅、勾配となっているか
- ③ 手すりは整備されているか
- ④ 視覚障害者誘導用ブロック等が敷設されているか
- ⑤ ロビーに施設全体の案内板が設置されているか
- ⑥ 通路に誘導サインが表示されているか
- ⑦ 照明設備の配慮があるか

<福井県福祉のまちづくり条例施行規則の整備基準>

廊下等は、次に定める構造であること。

- (一) 表面は、滑りにくい仕上げであること。
- (二) 段を設ける場合にあつては、次項に定める階段の構造に準じたものであること。
- (三) 外部出入口のそれぞれから居室出入口に至る経路のうちそれぞれ一以上の経路にある廊下等（エレベーターを設ける場合にあつては、当該エレベーターの出入口に至る廊下等を含む。）にあつては、次に定める構造（床面積の合計が2000平方メートル未満の建築物の直接地上に通じる出入口がない階の廊下等にあつては、（1）および（4）に定める構造）であること。
 - (1) 幅は、内法が120センチメートル以上であること。
 - (2) 末端付近は、車いすの転回に支障がない構造であること。
 - (3) 区間が50メートルを超える場合にあつては、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる部分が設けられていること。
 - (4) 高低差がある場合にあつては、（四）に定める構造の傾斜路または車いす使用者用特殊構造昇降機（専ら車いす使用者の利用に供する昇降機をいう。以下同じ。）が設けられていること。
 - (5) 外部出入口、居室出入口および「エレベーター」の項（二）に定める構造のエレベーターの出入口ならびに車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路に接する部分は、水平であること。
- (四) 廊下等に設けられる傾斜路は、次に掲げる構造であること。
 - (1) 幅は、内法が120センチメートル以上（段を併設する場合にあつては、90センチメートル以上）であること。
 - (2) こう配は、1/12（高低差が16センチメートル以下である場合にあつては、1/8）を超えていないこと。
 - (3) 高低差が75センチメートルを超える場合にあつては、75センチメートル以内の高低差ごとに踏幅が150センチメートル以上の水平な部分が設けられていること。
 - (4) 傾斜している部分には、手すりが設けられていること。
 - (5) 傾斜している部分は、色等により傾斜していることが識別しやすいものであること。
 - (6) 傾斜している部分の上端付近には、視覚障害者の注意を喚起するための床材（色等により周囲の床材と識別しやすいものに限る。以下「注意喚起用床

- 材」という。)が敷設されていること。
- (五) 受付等を設ける場合にあっては、1の項に定める構造の直接地上に通じる出入口のうち一以上のものから受付等に至る廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材(色等により周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。)が敷設され、または音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置が設けられていること(常時勤務する者により当該出入口において視覚障害者を誘導できる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合を除く。)

【整備のポイント】

- ・利用者が目的の場所まで容易にたどり着けるように、施設内の各部屋等の配置や、案内標識などをわかりやすくすることが重要です。
- ・車いす使用者や杖使用者の通行や擦れ違いに支障のない十分な幅を確保します。
- ・床の段や壁の突出物などを設けないよう配慮します。

【整備の手引き】

通路の構造

- 主要な道筋の通路は、わかりやすい経路とし、ゆとりある幅、突出物のない壁等、誰にでも歩きやすい設計が望まれます。
- ◎廊下の幅は原則 **120cm 以上**とし、車いす使用者が方向転換できるよう、**50m 以内ごとに 140cm×140cm 以上のスペース**を設けます。
- 車いす使用者等の利便性を考慮し、廊下の幅は 180cm 以上とすることが望まれます。
- ◎床に**段がある場合は、スロープを設けます**。
- スロープの構造は 28 ページ「敷地内にスロープを設置する場合の基準」を参照してください。

設備・備品等

手すり

- 手すりを設置については、58 ページ「手すり」参照してください。

廊下の壁

- 廊下が屈曲している部分においては、視野を少しでも広げ、利用者同士の衝突の危険を防止したり車いす使用者の転回を容易にするため、コーナーミラー等を設けたり、曲り角の出隅を落とす(面取り、隅とり)等の配慮をします。
- やむを得ず床からの高さが 65cm 以上の部分に突出物を設ける場合は、視覚障害者の白杖の位置に配慮して、突出している部分を 10cm 以下とします。

照明

- 通路の照明は、むらのない、通行に支障のない明るさとすることが望まれます。また、適宜足元灯、非常用照明装置を設置するよう配慮しましょう。

ガラス

- 衝突の恐れのある箇所には、安全なガラスを用いるようにします

防災戸

- ◎ 防災戸には段を設けないこととします。
- ◎ シャッター式の防災戸は車いす使用者等の安全に十分に配慮した製品を利用します。
- 防災戸は一目見てわかる配置・デザインとすることが望まれます。

床の仕上げ

- ◎ **滑りにくく**、転倒に対して衝撃の少ない材質とします。
- スロープの床面には、滑り止めの加工を施すことが望まれます。

目的場所への誘導

- 視覚障害者誘導用ブロックを、主要な経路に敷設することが望まれます。
- 視覚障害者が建物の目的場所に迷わず安全にたどり着けるよう、手すり、点字による案内板、音声による誘導設備等の設置に配慮しましょう。
- 施設の用途や視覚障害者の利用に配慮して、手すりの端部、廊下の曲り角の部分などには、現在位置および誘導内容等を点字で表示することが望まれます。
- 各居室の出入口は、高齢者・障害者等が支障なく利用できると同時に、居室の名称等を分かりやすく表示します。
- その他 62 ページ「案内表示」を参照してください。